

令和4年度事業計画について

事業の実施方針

近年の植物防疫を取り巻く情勢は、地球温暖化等の気候変動や人・モノの移動の増加等により病害虫が県内に侵入する危険性が増し、難防除や新奇病害虫が発生するなど、病害虫の発生様相が複雑化・深刻化している。一方、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりへの対応や燃油等生産資材を始めとしたコストの低減対策、農作業の省力化の促進等農産物の生産に係る様々な課題が生じている。

このような中、農産物の生産安定と品質向上を図り、ブランド産地の確立に資するために、環境に配慮しつつ、病害虫発生予察情報を十分に活用した適切な病害虫防除の実施や食の安全・安心に繋がる適正な農薬使用推進が重要となっている。

このため、当協会においては、「宮崎県病害虫防除の基本方針」を十分に踏まえ、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、農薬の適正使用及び事故防止対策の啓発、新たな農薬等の普及展示ほの設置などによる病害虫及び雑草の効果的な防除を推進する。

さらに、農業者自らが、農薬使用を始め様々な農業生産工程のリスクを確認し、その対策を講じることで農産物の安全性を確保する取組「GAP」を推進するために各種事業に取り組む。

事業の実施計画

1 植物防疫啓発事業

(1) 植物防疫推進事業

病害虫防除に関わる農薬取締法等の関係法令を遵守し、農産物への農薬残留事故の回避及び農薬による環境汚染の防止を図り、農薬の安全で適正な使用による安定した農業生産及び生産環境を維持することを目的として、農薬管理指導士、防除業者、農薬販売業者、農薬メーカー、JA、市町村・県等の指導員などを対象にした各種研修会を開催するなど啓発活動を実施する。特に、消費者の食の安全・安心への関心が高まり、人の健康へのリスクと環境負荷への軽減が求められるなか、「宮崎方式ICM技術」の普及・定着に関する啓発活動を積極的に推進する。

病害虫発生の多様化と難防除病害虫の増加に対応した効果的な防除と安全な農薬使用を推進するため、発生予察情報の迅速で適切な提供、最新の防除技術及び農薬安全使用などに関する資料を作成し、的確な提供等に努める。

主な実施項目

- ① 農薬の安全・適正使用等の各種研修会の開催
 - ・ 農薬管理指導士更新研修（県内3カ所）
対象者：農薬管理指導士資格更新者、直売所安全・安心推進員
 - ・ 農薬管理指導士新規養成研修（1回）
対象者：農薬管理指導士資格試験受験者
 - ・ 植物防疫研修会
対象者：JA、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎県農業共済組合、農薬メーカー、宮崎県農薬卸組合、宮崎県農薬小売商組合、行政機関等の指導員
- ② 病虫害発生予察情報等の配布
- ③ 農薬安全・適正使用対策資料の作成・配布
- ④ 難防除、新奇病虫害などに関する防除対策資料の印刷・配布
- ⑤ 宮崎県植物防疫協会ホームページを活用した情報提供

(2) 各種印刷物等の作成・配布

印刷物等	配布先等
病虫害発生予察情報 予報、特殊報、注意報、警報、 防除情報	県内関係機関・団体 九州農政局 正会員、賛助会員
病虫害・雑草防除等指導指針	県内関係機関・団体 農薬販売業者、防除業者等
農薬安全対策・適正使用啓発資料	県内関係機関・団体 農薬販売業者、防除業者等
病虫害防除対策資料	県内関係機関・団体 農薬販売業者、防除業者等
農薬展示ほ成績書	支庁・振興局（普及センター）、 賛助会員、総合農試等
植物防疫協会ホームページの運営	県内関係機関・団体、 農薬販売業者、防除業者、農家等

2 農薬等展示ほ設置事業

「宮崎県病虫害・雑草防除等指導指針」や地域の病虫害防除暦策定の基礎資料とするため、新たに登録または適用拡大された農薬について、県と連携して展示ほの設置に取り組み、防除効果、地域での適用性及び薬害の有無や作業性を確認し、普及性の実証を行う。

1) 令和4年度農薬等展示ほ設置計画 ()は令和3年度計画

区分	部門	農薬等数	展示ほ箇所数
農薬	水稲	19 (25)	42 (44)
	大豆	0 (2)	0 (4)
	茶	3 (0)	6 (0)
	野菜	25 (16)	42 (39)
	花き	11 (9)	14 (15)
	果樹	7 (13)	14 (26)
	飼料用イネ	7 (13)	14 (21)
合計		72 (78)	132 (149)

※数字には前年度からの繰越分を含む。

2) 農薬等展示ほの設置及び成績に関する検討会の開催

- ・ 農薬等の展示ほ成績に係る検討会
- ・ 農薬等の展示ほ設置計画に係る検討会

3) 農薬等展示ほ事故対策補てん事業

農薬等展示ほ設置事業において、薬害等の事故が発生した場合に、展示ほ設置農業者等に対して準備金を活用した損害の補てんを行う。

3 GAP推進事業

残留農薬違反などの農薬事故を防止し、農業生産活動が安全かつ安定的に実施されることを目的に、農薬の適正使用や農薬散布機の適正管理など農業者自らが、農業生産工程のリスクを確認し、その対策を講じることで農産物の安全性等を確保する取組（GAP）を推進するため、県と連携し、国際水準GAPに対応した指導員の育成を進めるとともに、国際水準GAPや県版GAPである「ひなたGAP」の推進に取り組む。

- 1) 「国際水準GAP」「ひなたGAP」に対応した指導員の育成
- 2) 「ひなたGAP」審査員の育成
- 3) 「ひなたGAP」基準書の見直し
- 4) 「ひなたGAP」の審査・認証制度の運営
 - ① 申請書類の受理、書類審査
 - ② 現地審査員の派遣
 - ③ 判定委員会の開催
 - ④ 認証書の発行事務